

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第3号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員についての特例）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、2親等内の親族又は配偶者の父母の配偶者（<u>第26条の4</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）のある職員 当該被介護人の介護</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第26条の3 企業長は、大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号。以下「育児休業条例」という。）第15条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認す</u></p>	<p>（育児又は介護を行う職員についての特例）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、2親等内の親族又は配偶者の父母の配偶者（<u>第26条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）のある職員 当該被介護人の介護</p>

るための措置

(3) 育児休業条例第15条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 企業長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 企業長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第26条の4 企業長は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談そ

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第26条の3 企業長は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員

の他の措置を講じなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条の5 企業長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(部分休業)

第27条 職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 部分休業の時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、15分を単位として行うものとする。

4 第25条第1項第17号に規定する特別休暇又は第26条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各

の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条の4 企業長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(部分休業)

第27条 職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

3 第25条第1項第17号に規定する特別休暇又は第26条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

号に定める時間数の部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

6 育児休業法第5条及び第16条の規定は、部分休業について準用する。

4 育児休業法第5条及び第9条並びに大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）第11条の規定は、部分休業について準用する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等に係る経過措置)

2 企業長は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の大阪広域水道企業団職員就業規則第26条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。